

東京都小山児童学園

I 施設概要

所在地	東京都東久留米市野火止2-22-26
-----	--------------------

	事業種別		定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 令和7年度の運営方針

児童が安全・安心して生活できる快適な環境を整え、大人や社会への信頼感の回復を図りつつ、心身ともに健全な成長を支援することにより、「自立と自律」というふたつの「じりつ」を育むことを目指した園運営を行う。

そのために、以下の1～5の運営方針を掲げ、各取組を着実に進めていく。

- 1 児童が権利の主体者としてその個性や自主性が尊重されるよう、児童の権利擁護の徹底を図るとともに、職員一人一人が、児童の権利擁護の徹底を自分ごととして自覚した支援を展開する。
- 2 重大事故を起こさない（重大事故をゼロにする）職員一人一人の強い意識と連携・協力し合えるチームワークにより、児童が安全・安心して生活できる支援や環境等を提供する。
- 3 東京の児童福祉のセーフティネットを担うため、被虐待児童、情緒障害等の様々な症状や医療・心理的ケアを必要とする児童、行動上等の課題を抱える高齢児など、特別な支援が必要な児童の受け入れを進めていく。
- 4 職員・チームが何事も肯定的に受止め、児童の最善の利益に資する支援や各取組・業務等にチャレンジする姿勢・意識を推進していく。
- 5 職員一人一人が安心して働き続けることができるよう、コンプライアンスの遵守及びライフ・ワーク・バランスの推進を図るとともに、礼節をわきまえた、明るく風通しの良い職場づくりに邁進していく。

上記に加え、令和8年度から予定している園舎改築工事及びグループホームの新規設置を円滑に進めるために、都が示す園舎改築スケジュールに基づいた実施設計への積極的な意見集約等を図るとともに、児童の養育環境の整備、児童寮の編成、必要な児童入所調整、設備・備品の整理、近隣住民等への適切な説明と良好な関係の構築など、様々な課題への対応を図っていく。

Ⅲ 実施計画

令和 8 年度からの園舎改築（児童棟一部閉鎖）に伴う児童の入所調整を踏まえ、令和 7 年 3 月 1 日現在、44 人（入所率 68.8%）の児童が入所している。児童の 32 人（72.7%）が中・高校生以上であり、全体の 33 人（75%）の児童が被虐待を主訴として入所している。

また、8 人（18.2%）の児童が愛の手帳を所持している。さらに、11 人（25.0%）が情緒行動上の課題を抱え、児童精神科を定期的に受診しているなど、医療的ケア・心理的ケア、特別な支援を要する児童が多く在籍している。

このような状況を踏まえ、保護者・家族・児童相談所や学校、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、児童が抱えるさまざまな課題に向き合い、児童の自立と自律を育んでいける支援を行うために、以下の事項について重点的に取り組んでいく。

1 児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（1）アクション① 児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア 児童の意見表明の支援

児童一人一人が意思と人格を有した権利の主体者であると捉え、児童自らの意思と判断により、「考えや意見を伝える（表明する）ことができる」よう支援していく。各寮での子ども会議、子どもアンケート、苦情解決委員会等をとおして、児童の意見や思いを積極的に受け取る機会を設けるとともに、日々の支援の中で、児童の意見や思いの背後にある気持ちや悩み等を丁寧に聴く、分かりやすい言葉で言語化する、選択肢を示すなど、児童に寄り添い且つ意見表明を促進する支援をしていく。

イ 自立支援計画の策定

児童の年齢や発達の程度、性別、性格、行動等の児童の状況に応じた適切なアセスメントを行い、職員と児童との意見交換等を得た上で、児童の意見や意思が尊重され、且つ児童の最善の利益に資する自立支援計画の策定に努める。なお、策定した自立支援計画は、自立支援会議や職員会議等で周知し、職員の共通の認識のもと支援を行っていくとともに、自立支援会議等で決定した児童の支援や生活に係る事項等については、当該児童への説明・同意を図っていく。

ウ 福祉サービス第三者評価の活用

令和 7 年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービス

を一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

(ア) 令和6年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 職員が自らの支援を振り返るとともに、子どもの様子を丁寧に把握し、各寮における議論を園全体で共有している。
- ② 自立と自律という二つの「じりつ」を目指す運営方針が、入所中の支援のみならず退所後の支援にも貫かれている。
- ③ 子どもの意見を聴いて希望の実現に向けた取組みを検討し、思いを叶える支援に努めている。

(イ) 令和6年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 日中に在園する子どもへのケアのあり方や、活動への取組等について検討を進めていくことが期待される。
- ② 子どもへの支援の向上を図るために、職員全体の一層のレベルアップとメンタルケアの充実に期待したい。
- ③ 子ども中心の考えを大切にしながら、職員一人一人がパフォーマンスを発揮し、効率的な園運営の実現を図ることに期待したい。

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 児童の特性や学習の遅れから集団になじめず不登校気味になってしまう児童や通信制高校に在学する児童など、日中に学習支援や気持ちに寄り添う支援が必要な児童が多くいるため、職員の業務効率化を図ることで、子どもたちへの支援をより丁寧に行える時間を確保できるよう取組を進める。
- ② これまで行っていた職層別研修について、職層等を細かく分けることで、その職層にあった研修を実施し、職員の支援力向上を目指す。また、職層別で悩みも異なるため、職層別の支援者支援研修やアンガーマネジメント研修を行うことで、職員のメンタルヘルスの充実を図る。
- ③ 職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの充実が図られるよう、会議体制や研修体制の見直しをすることで、業務効率化を目指す。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

エ 苦情解決制度の充実

第三者委員（通称：児童相談員）による定期的（毎月）な児童相談の機会を設ける。また、児童相談員が児童と一緒に夕食を摂るなど、児童が意見や苦情を伝えやすい環境・雰囲気づくりを進めるとともに、必要に応じて、児童相談員や外部専門家（弁護士等）の助言を得ながら、サービスの向上に努める。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
3人（弁護士、民生児童委員、前主任児童委員）	年12回

オ 利用者満足度調査の実施

利用者満足度調査を行い、児童の意見や希望、思っていることや考えていること等を汲み取り、サービスの向上に繋げていく。

実施内容	実施時期
児童個別のアンケート実施（聞き取り又は記述）し、児童の希望や意見等を踏まえた、より良い生活や園運営に反映させる。	12月

（2）アクション② 児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア リービングケアの充実

（ア）家族再統合

児童のリービングケア（退所準備）として、家庭復帰が望ましい児童については、児童の意向等を尊重しながら、家庭支援専門相談員を中心に寮職員、児童相談所及び関係機関等との連携のもと、家族や親族等との交流、家庭訪問や親子宿泊、一時帰宅等を活用しながら、親子関係再構築支援（家族再統合）を図る。

	計 画
親子宿泊	延 11泊
	対象児童 2人
保護者との面会、外出	延 75回
	対象児童 18人

（イ）自立に向けた支援

進学や就労など、施設からの自立が見込まれる高校生等については、自立支援担当者を中心に、寮職員、児童相談所及び関係機関との連携のもと、計画的な進路面談（奨学金制度や居住費支援等のオリエンテーションも含む）の実施や自活訓練を活用し、円滑な自立支援に繋げていく。また、進学を希望する児童については、学習環境の整備、早い時期からの通塾等による学力向上を推奨していく。

	計 画
学習会等実施回数	延 48回 中学生対象
学習塾通塾児童	4人 対象児童 39人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人あたり 7日 延70日 対象児童 高校生等 10人

(ウ) 児童の進路決定率

進学や就労など、施設からの自立が見込まれる高校生等については、児童の進路意向の実現が図られるよう、担当寮が中心となり、自立支援担当者や学校の進路担当教諭、児童相談所との連携のもと、高校3年生等の進路決定率100%を目指す。

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生等 8人) (進路先内訳：大学、専門学校、就職)

イ アフターケアの充実

(ア) 退所児童のアフターケア

自立支援担当者と寮職員が連携のもと、関係機関の協力を得ながら、自立生活先への定期的な訪問、生活状況等の確認連絡、自活訓練室を活用したレスパイト利用等による、自立生活継続に向けた取組を行う。なお、居住費支援を実施している児童については、アフターケア計画書に基づいた定期的な面談や家庭訪問等を行う。

また、アフターケア記録に留まらず、園運営委員会において、各寮退園児童の状況を共有し、必要な支援を行う。

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画
実施人数	104人 ／対象児童122人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	18人

(3) アクション③ 虐待防止の徹底

児童への虐待防止の徹底（起こさない、虐待を起こさせない、見逃さない）、児童の人権と安全・安心な生活を守ることを根幹に据えた園運営・支援を行う。そのために、虐待防止研修や園内苦情解決委員会を中心にした各種虐待防止に資する取組、スーパーバイザーの活用、不適切な支援の未然防止・早期発見による相互研鑽ができる職場風土の醸成、職員の支援力の向上とチーム支援体制の構築など、重層的な取組を進めていく。

夜間支援体制について、児童の安全・安心確保の体制の強化及び職員の労働環境の改善、支援体制の充実を目指し、夜勤職員を園全体で計5名（各寮1名ずつ）から計6名（各寮1名に加えてフリー夜勤者1名）に増員し、緊急時の応援体制を拡充する。新任職員等が夜勤の場合の相談役としての役割を担うことができる体制を整え、児童及び職員が安心して生活・勤務できる環境づくりを進める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
苦情解決委員会	年6回	こどもからの苦情・意見に関わること、権利擁護に関わること、子どもアンケートに関わること
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e-ラーニング）も実施

(4) アクション④ リスク管理の推進

ア リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会を中心に、ヒヤリハット事例を収集・分析し、対策及び対応が必要な事案については、具体的な改善策を職員間で共有を図り、重大事故の防止に役立てる。また、「小山児童学園ヒヤリハット・事故基準（指針）」を活用し、ヒヤリハット記録を適切に残すとともに、再発防止や支援の改善に繋げていく。

事故発生時には、迅速・適切な情報伝達・共有及び対応を図るとともに、事故の原因究明と検証を行い、再発防止策を徹底する。また、他施設において発生した虐待事案等の重大事故については、同様の事故が発生しないよう、全職員に情報共有を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年6回	園のリスクマネジメント（ヒヤリハット、危機管理マニュアル、BCP等）に関わる こと
セルフアナザーチェックリストの実施	年2回	児童の権利擁護に係る事項について、自己・他者の両面に視点を置いて振り返る。

イ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

小山児童学園個人情報保護方針及び事業団個人情報保護規程等を遵守し、個人情報の適切な管理を徹底する。また、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに対応できるよう、事業団情報セキュリティ対策基準に基づいた情報セキュリティ対策に取り組む。

ウ 災害、防犯対策の取組

災害発生時には、児童、職員の生命と安全の確保を第一とした上で、災害時対応マニュアルや事業継続計画（BCP）等に基づき、施設機能の維持に努める。防災・減災対策として、防災・避難訓練の実施（毎月）、総合防災訓練の実施、非常食等の備蓄の確保、定期的（毎月）な園内安全点検（家具等の転倒防止対策チェックも含む）の実施を図る。

外部からの不審者侵入等に対する防犯対策については、110番通報や夜間警備会社への通報を図るとともに、園内他寮職員との連携により迅速・適切な対応を図る。

事項	実施回数	内容・協力関係等
防災・避難訓練	年11回	東久留米市消防署

エ 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症や食中毒の発生の予防策を徹底するとともに、発生時には、マニュアル等に基づき迅速・適切な対応を図り、感染拡大の防止に努める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症等予防	適宜	職員・児童へのインフルエンザ予防接種の励行、手洗い・うがい、消毒、除菌等の感染症予防に対する指導の徹底

2 東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

(1) アクション① 特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的

支援を提供

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

令和8年度からの園舎改築（児童棟一部閉鎖）を見据えつつ、被虐待児や発達障害児、情緒障害・愛着障害やトラウマ等の課題を抱えた医療・心理的ケアを必要とする児童、行動上の課題を抱えたケアニーズの高い児童など、特別な支援が必要な児童の受入れを進める。また、令和8年度からの高齢児を対象としたグループホームの新規設置に伴い、児童自立支援施設からの措置変更児も含めた高齢児童の積極的な受入を図る。

<参考 令和7年3月1日現在>

中学生・高校生の人数（割合）	全43人中32人 74.4%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全43人中20人 46.5%

<参考 令和6年6月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全46人中14人30.4%
-------------------	---------------

イ 専門的な支援の充実

トラウマ・インフォームド・ケアを全職員の共通認識とした支援を展開するとともに、各専門職による専門的な支援（施設心理職によるカウンセリングや行動療法を用いた心理療法の実施、自立支援担当職員や家庭支援専門相談員（FS中心とした自立支援・家族再統合支援の促進など）、児童精神科医師による巡回相談や外部スーパーバイザーの積極的な活用など、職員一人一人が支援ニーズの高い児童への支援力やケースマネジメント能力の充実・向上に努める。

* 心理職員による児童へのケア

（ ）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和7年3月1日現在）

個別面接	延540人 (全44人中30人 68.2%)	心理面接、生活場面面接、 コンサルテーション等
------	---------------------------	----------------------------

ウ 家庭的な寮運営

児童一人一人が大切にされていることを実感でき、他人を思いやる気持ちを育みながら、情緒の安定した落ち着いた生活を送ることができる、温かい家庭的な雰囲気のある寮運営を目指す。また、季節ごとの家庭的な行事や寮外出・外食等、さまざまな生活体験ができる機会を設けていく。

寮内の生活上のルール・約束事は、(一般的な家庭を鑑みながら)できる限り少なくし、困った時には職員に相談しながら、児童自らが選択・決定ができる力を養うことを大切に寮運営・支援を目指す。

(ア) 自主調理・出張調理

児童が食事や調理への興味関心を深めることが出来るよう、家庭的な雰囲気を意識した食事提供を行う。

また、食育メニューを通じて、自立生活に必要な食事に関する知識やマナー、調理技術の提供を行っていく。

自主調理	年30回	各寮4回×6寮+高齢児寮6回
出張調理	年23回	各寮3回×6寮+高齢児寮3回+GH2回
食育メニュー	年6回	2か月に1回

<参 考 令和7年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数(割合)	全43人中14人、32.6%
-----------------------	----------------

(2) アクション② 高い専門性を発揮できる職員の育成

ア OJT推進体制の強化

日常の職務をとおして、東京の福祉のセーフティネットを担う意識の醸成、着実な知識の習得と支援技術の向上が図られるよう、チューター制度等を活用しながら、着実な人材育成に努める。

また、園内研修や各種委員会・会議等の機会を活用し、良好なチームワークのもと、積極的な情報発信・問題意識の共有・改善を図っていく。

イ 計画的・効果的な研修の実施

全職員に対して、必要な研修の情報を提供するとともに、職員の職級・職責に応じた役割や各職員が習得すべき課題等を踏まえた、園内研修、事業団・外部団体主催の各種研修、民間施設等との相互派遣・交流研修等を計画的・効果的に実施していく。

研修内容	対象者	実施時期
新規・転任職員基礎研修	新規・転任職員	通年
事例検討会	支援グループ職員	年1回
支援技術向上研修	支援グループ職員	6月
実務発表（研修フィードバック）	支援グループ職員	通年
権利擁護、マルトリートメント（不適切な支援）防止研修	支援グループ職員	通年
他施設・関係機関への派遣・交流研修	全職員	通年
園外専門研修	全職員	通年

ウ 外部専門家、外部医師等との連携

児童の権利擁護の推進、虐待による重篤な症状を持つ児童や情緒・行動上の問題を抱える児童等への精神的・心理的な支援力の向上、ケースマネジメント能力やチーム支援の構築等が効果的・継続的に図られるよう、児童精神科医による巡回相談、スーパーバイザーによる寮会議（ケースカンファレンス等も含む）へのスーパーバイズ、外部講師の積極的な活用を行う。

（3）アクション③ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局が実施する人材確保の取組への積極的な参画を図るとともに、施設見学会・社会福祉養成校（大学等）のゼミの園内開催や学校訪問等の機会をとおして、園・児童養護施設の仕事の魅力ややりがい等を積極的に発信し、着実な人材確保に繋げていく。また、新任職員に対するチューター制度や必要に応じた個別の職員面談を活用し、職員の育成・定着を図っていく。

イ 職員の離職防止の取組

スーパーバイザーによる支援者支援の実施、ライフ・ワーク・バランスの推進、良好なコミュニケーションによる風通しの良い職場づくり、支援力の向上ややりがいを実感できる職場・育成環境の構築など、職員が安心して働き続けられる職場環境の整備に努めていく。

（4）アクション④ セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

前年度に策定された基本設計に基づき、今年度も東京都、法人事務局、設計会社とともに、実施設計での詳細な検討・協議を重ね、園に求められる役割やセーフティネット機能を十分発揮できるような設計を行う。

なお、現在の園舎は、老朽化により、屋内外の様々な設備・備品に劣化が見られる。そのため、児童の生活に支障をきたす恐れがあるものについては、適宜必要な修繕等を行い、安全・安心な生活環境の維持に努める。

また、令和8年度からの高齢児童を対象としたグループホームの新規設置・運営に向けた着実な準備を進めていく。

(5) アクション⑤ 蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢

献

将来の福祉人材となる学生等の育成に貢献するために、福祉養成機関（大学や専門学校等）の依頼に基づき、職員を講師として派遣するなど、これまで蓄積してきた支援ノウハウや専門的技術等を学生等に伝えていく。また、保育士・社会福祉士の実習生を計画的に受け入れ、実習を通じた多くの経験と学び、児童養護施設での仕事の魅力ややりがいを感じられるよう、充実した実習を提供していくほか、施設見学者も積極的に受け入れていく。

令和7年度は、以下のとおり施設実習及び相談援助実習等の受入れを行う。

事 項	実人数／延人数	内 訳
保育士実習の受入れ	26人／322人	大学12校 専門学校3校
社会福祉士実習の受入れ	2人／60人	大学1校
施設見学の受入れ	100人／100人	教育機関・公的機関等

3 施設機能の活用と地域共生の推進

(1) アクション① 地域における子育て家庭等を支援

地域貢献の一環として施設の専門職・専門機能や、児童に対する支援のノウハウを活用し、児童相談所と連携を図りながら、養育家庭（里親）予定者の施設養育体験の受入等を行う。

(2) アクション③ 地域との共生を目指す取組

ア 地域における公益的な取組

地域の高齢者や子育て世帯の福祉ニーズである「健康で快適な地域生活の継続」に必要な情報提供と意識向上を目的に、施設看護師や施設栄養士、施設心理職等による啓発リーフレットを作成し、自治会回覧板を通して情報提供を図る。

事項	対象	内容
看護師・栄養士・心理職による啓発リーフレットの作成	地域住民 約50世帯	年間1回程度発行 健康維持や栄養、子育てに関する情報提供

イ 多様な主体との連携

施設行事やクラブ活動など、ボランティアやNPO法人との連携が可能な領域を明確化し、利用者の社会参加や利用者サービスの向上のために、積極的に協働していく。

事項	延人数	内容
学習指導	48人	個別学習（児童2名×月2回×12か月人） サッカーボランティア（年2回）
遊び（3領域）	256人	中央大学サークル「青い鳥」（80人） 学生団体「SWITCH」（40人） みらい子ども財団（80人） NPO法人「はぐくみ」（56人）
環境教育	10人	川清掃、川遊び（地域環境保全団体）
宿泊体験	10人	家族との交流が希薄な児童を対象とした 長野県飯田市での宿泊体験（任意団体）

ウ 地域との連携・協力関係の強化

これまで築いてきた地域との良好な関係を維持し、行事や防災訓練・施設開放を通して開かれた施設運営に努める。

園長が、児童が通う近隣の小・中学校、高校の学校評議員を担い、地域の情報収集及び必要な情報の発信を行う。

内 容	実施回数・対象者・参加者数等
小・中学校との連絡会の開催	小・中学校各1回 小・中学校教職員等 20人
高齢者グランドゴルフグループへの会場提供	野火止会 延べ350人 10人×年35回
盆踊り大会の共催	みどり自治会等 年1回 100人程度
餅つき体験会の共催	みどり自治会 年1回 90人程度

エ 災害対策における地域との連携

防災訓練の実施を通して地域との協力関係を推進します。

事 項	実施回数等	内容等
総合防災訓練	年1回	東久留米消防署の協力の下、みどり自治会と合同で行う

4 運営体制の強化と経営の透明性

(1) アクション② 経営の健全化のための財源の確保

児童のより良い生活を支えるため、計画的な予算執行を図るとともに、日常生活・業務における無駄の削減や光熱水費の節約等に一層配慮する。また、職員が継続して働きやすい職場とするための環境整備に努める。

(2) アクション③ DXの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境づくりの一環として、これまで進めてきたキャッシュレスの取組に加え、文書管理システムの支援部門への導入、支援業務における法人プリペイドカードの積極的な活用、契約業務における電子署名システムの導入など、効率的な業務環境の実現に努める。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

ライフ・ワーク・バランスの推進のもと、明るく風通しの良い職場づくりと良好なチームワークの構築を図る。そのためには、職員間での日常的な挨拶や声かけを励行するとともに、ストレスチェックやマインドフルネス（アンガーマネジ

メント) 講習の実施、職員からのメンタルヘルス相談窓口の周知など、職員が心身ともに健康で働き続けることのできる職場環境の整備に努める。

また、職員アンケート等の機会をとおして、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

職員一人一人が、法令、就業規則、法人・園で決めた方針やルール等の遵守を徹底するとともに、日々の適切な事務処理の遂行や、常に業務を見つめ直し、必要な業務改善を積極的に図る職場風土の醸成など、コンプライアンスの推進・強化を図る。

例月の東京都小山児童学園職員倫理綱領、東京都小山児童学園個人情報保護方針等の輪読、新任職員への社会人としてのマナー・コンプライアンス研修の実施、事業団コンプライアンス研修(e-ラーニング研修含む)受講や通知の活用に加え、連絡会やリスクマネジメント委員会等で、他施設で発生した事故事案の共有・注意喚起を図るとともに、類似の案件がないか等の点検を行い、各職員の意識啓発を図る。利用者・職員等の個人情報の収集や利用、管理等個人情報の取扱いについては、東京都小山児童学園個人情報取扱事務要領及び事業団策定の電子個人情報の管理に関する取扱要領に基づき適切に対応する。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------